発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2020年４月30日
【発行者の名称】	株式会社やまぜんホームズ (YAMAZEN HOMES CO.,LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼最高経営責任者 前野 一馬
【本店の所在の場所】	三重県桑名市多度町下野代900番地
【電話番号】	(0594)48-5224（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 澤田 博明
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社やまぜんホームズ https://www.yamazen-k.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketに

おいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第16期 (中間)	第17期 (中間)	第18期 (中間)	第16期	第17期
会計期間		自 2017年８月１日 至 2018年１月31日	自 2018年８月１日 至 2019年１月31日	自 2019年８月１日 至 2020年１月31日	自 2017年８月１日 至 2018年７月31日	自 2018年８月１日 至 2019年７月31日
売上高	(千円)	2,782,535	3,127,070	2,954,058	6,681,859	6,772,463
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△145,889	△144,409	△65,514	61,387	△85,512
当期純利益又は中間(当期)純損失(△)	(千円)	△164,777	△169,656	△65,010	41,963	△109,648
純資産額	(千円)	275,284	312,368	307,365	482,025	372,376
総資産額	(千円)	3,462,196	3,325,879	3,256,221	3,520,903	3,218,804
１株当たり純資産額	(円)	170.98	194.02	190.91	299.39	231.28
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益又は１株当たり中間(当期)純損失(△)	(円)	△102.34	△105.38	△40.38	26.06	△68.10
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	7.9	9.4	9.4	13.7	11.6
自己資本利益率	(%)	－	－	－	9.1	－
株価収益率	(倍)	－	－	－	－	－
配当性向	(%)	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△81,048	△23,047	37,442	466,360	103,690
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△86,040	△74,866	△100,702	△97,161	△88,048
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△94,363	△141,885	167,388	△509,601	△216,305
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	273,266	154,428	297,692	394,228	193,564
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	153 (76)	172 (95)	153 (180)	157 (82)	171 (125)

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社が２社存在しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

４．第16期（中間）、第17期（中間）、第18期（中間）及び第17期の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、１株当たり中間（当期）純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第16期については、潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

５．第16期（中間)、第17期（中間)、第18期（中間）及び第17期の自己資本利益率については、中間（当期）純損失のため記載しておりません。
６．株価収益率については、当社株式の取引実績がないため記載しておりません。
７．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
８．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、期中の平均人員(１日８時間)を(　)外数で記載しております。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

３【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４【従業員の状況】

（１）提出会社の状況

2020年１月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
戸建住宅事業	102　(28)
飲食事業	14　(111)
その他事業	24　(31)
全社(共通)	13　(10)
合計	153 (180)

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、当中間会計期間の平均人員(１日８時間)を(　)外数で記載しております。

（２）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当中間会計期間(自　2019年８月１日　至　2020年１月31日)

当中間会計期間におけるわが国経済は、輸出が弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復しております。先行きにつきましては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、新型コロナウィルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。また、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

このような経済情勢の中で当社の主力事業となる住宅建設業界におきましては、全体では減少傾向となっており、国土交通省が公表している令和元年計（2019年1月から12月）の建築着工統計調査報告（2020年１月31日公表）によりますと令和元年計の新設住宅着工戸数の全体では905,123戸で前年比4.0％減となり３年連続の減少となりました。しかし、一戸建住宅におきましては147,522戸となり前年比3.6％増で４年連続の増加となりました。

また、最新の新設住宅着工戸数の月次報告（2019年12月）におきましては、12月の住宅着工戸数の全体は72,174戸で前年同月比7.9％の減少となり、一戸建住宅におきましても12,427戸の前年同月比4.5％の減少で７ヶ月ぶりの減少となりました。2019年10月に実施された消費増税の影響は、各種減税政策によって軽微に留まったものの、最新の月次報告では一戸建住宅の需要も減少に転じたことから、今後の新設住宅着工戸数の動向には留意する必要があります。

このような状況の下で、当社は「住む事と食べる事による幸せ作りを通じて社会貢献する」を企業理念に掲げて、住宅事業を中心に生活の基本的な要素となる衣食住のうち、住と食に関する事業を展開しております。

当中間会計期間におきましては、戸建住宅事業および飲食事業は、2019年10月１日より消費税率が８％から10％への増税による需要の落ち込みが懸念されましたが、増税を勘案した販売価格の見直しやコスト削減などの施策を積極的に取り組んで参りました。

また、介護事業は、2019年12月にグループホームゆのやまを１ユニットから２ユニットへ増床移転を実施して収益向上に努めました。

一方、設備投資におきましては、介護施設の増床移転による自社物件の新規取得や管理部門の業務の効率化を目的に財務会計および人事給与等の業務システムへのIT投資を実施いたしました。

財務面におきましては、前事業年度に新規出店した草津展示場や湖南ショールーム、さらに2020年４月に新規出店を予定しております彦根展示場など滋賀県地区への積極的な営業エリア拡大に伴って、地域金融機関より積極的なご支援を賜りまして新規で融資取引を開始し130,000千円の資金調達を実施いたしました。

これらの結果、売上高は2,954,058千円（前年同期比5.5％減）、営業損失67,677千円（前年同期は営業損失143,598千円）、経常損失65,514千円（前年同期は経常損失144,409千円）、中間純損失65,010千円（前年同期は中間純損失169,656千円）となりました。

セグメント別の業績の概要は次のとおりであります。

＜セグメント別の業績の概要＞

① 戸建住宅事業

戸建住宅事業では「十年先もお宅でお会いしましょう。」を事業理念として新築から 10 年、20 年、さらにその先まで充実のアフターサービスでご購入後もお客様を大切にし、安心・安全の住まいを通じた本当のおつきあいを目指しております。その取り組みの一つとして毎月第１日曜日に開催しております「ぱくっとまるわかりバスツアー」では基礎、構造、完成までの工程を全てご覧頂き、実際の現場を確かめて頂けることで大変好評頂いております。また、ご購入後は、毎年１回「オーナーズ感謝祭」等のイベントを開催してオーナー様との交流を大切にしております。

当中間会計期間は、2019 年 10 月からの消費税増税の影響が心配されましたが、各種施策や販売戦略によって消費者マインドのマイナス影響は軽微に留まりました。当中間会計期間の期首より組織体制の強化と経営の効率化を目的に住宅および不動産事業の組織を第一住宅事業部、第二住宅事業部、第三住宅事業部および不動産事業部の四事業部から注文住宅事業部、分譲住宅事業部および不動産事業部の三事業部体制に変更いたしました。これにより迅速な意思決定と事業全体の最適化が図られ、今後さらなる成長と企業価値の向上に向けた活動を行ってまいります。

注文住宅事業におきましては、各住宅展示場を基幹に主力商品である『安心オーダー住宅』を中心とした注文住宅の受注獲得に努めました。

分譲住宅事業におきましては、注文住宅事業の展開エリアに集中した土地のニーズや関連した情報の収集を獲得することで、広告宣伝費等の費用を抑えたより効率的な用地仕入を行って販売の強化に努めました。

不動産事業におきましては、事業用地を中心とした仕入と販売に努めてまいりました。

これらの結果、売上高合計は 2,629,391 千円（前年同期比 5.9％減）、セグメント損失は 56,651 千円（前年同期はセグメント損失 124,475 千円）となりました。

② 飲食事業

飲食事業では、大安宙乃台所（三重県いなべ市）、海津宙乃台所（岐阜県海津市）、だるまうなぎ多度本店（三重県桑名市）、だるまうなぎ金城ふ頭店（名古屋市港区）の４店舗を運営しております。

当中間会計期間は、宙乃台所２店舗およびだるまうなぎ多度本店では、新メニューの開発や地域に密着した店舗立地を生かして、法人および個人向けの宴会需要の獲得に注力いたしました。

また、だるまうなぎ金城ふ頭店では、前事業年度から引き続いてインバウンド需要の獲得を中心にした営業を行いました。

これらの結果、売上高合計は 242,891 千円（前年同期比 1.0％減）、 セグメント利益は 3,477 千円（前年同期はセグメント損失 20,873 千円）となりました。

③ その他事業

その他事業は、主に介護事業でマミーハウス介護センター（三重県桑名市）、グループホームつばめ（三重県三重郡川越町）、グループホームゆのやま（三重県三重郡菰野町）の３施設、６ユニットを運営しております。

当中間会計期間は、2019 年 12 月に老朽化したグループホームゆのやま（三重県三重郡菰野町）の施設の充実と拡大を目的に新築移転いたしました。旧施設は、賃貸物件による運営でしたが、主力事業の強みを生かして新築の自社物件の取得による運営となりました。これにより１ユニット増床となり、３施設全て２ユニットの運営となりました。しかし、グループホームゆのやま（三重県三重郡菰野町）の新築移転にともなう人件費および寝具、介護備品等のコストやグループホームつばめ（三重県三重郡川越町）の空室が発生しました。

これらの結果、売上高合計は81,775千円（前年同期比6.5%減）、セグメント損失は14,502千円（前年同期はセグメント利益1,749千円）となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間（自　2019年８月１日　至　2020年１月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、297,692千円で、前事業年度末に比べ、104,128千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、37,442千円となりました。これは主に、税引前中間純損失65,514千円及び前渡金の増加額108,666千円で資金が減少した一方で、販売用不動産の減少額167,734千円、未成工事支出金の減少額80,323千円、未成工事受入金の増加額280,654千円により資金が増加したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、100,702千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出75,383千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、167,388千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入293,400千円と長期借入金の返済による支出66,955千円、社債の償還による支出35,000千円、リース債務の返済による支出37,009千円等によるものです。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社が営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

（２）受注状況

当中間会計期間の受注状況は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
戸建住宅事業	2,609,305	98.3	4,144,819	128.8
合計	2,609,305	98.3	4,144,819	128.8

（注）１．金額は、契約当初の税抜販売価格によっております。

２．飲食事業及びその他事業につきましては、受注の形態でないため記載を省略しております。

（３）販売実績

当中間会計期間の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間（自2019年８月１日　至2020年１月31日） 販売高（千円）	前年同期比（%）
戸建住宅事業	2,629,391	94.1
飲食事業	242,891	99.0
その他事業	81,775	93.5
合計	2,954,058	94.5

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が定めている対処すべき課題について重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は、2019 年 10 月 31 日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、㈱東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(１)J-Adviser との契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券㈱を 2016 年４月 22 日開催の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、2016 年４月 28 日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞ (当該契約のより一部抜粋)

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日(当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、２年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④　前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤　事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前(休業日を除外する。)の日。

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会

（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。

c　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書について「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議

を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1．　いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2．　前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3．　契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されてお

ります。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は2,027,046千円で、前事業年度末に比べ62,824千円減少しております。販売用不動産の減少220,392千円、未成工事支出金の減少80,323千円等が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は1,229,174千円で、前事業年度末に比べ100,241千円増加しております。建物の増加57,641千円、土地の増加44,096千円となったことが主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は2,198,883千円で、前事業年度末に比べ74,969千円減少しております。工事未払金291,875千円の減少が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は749,971千円で、前事業年度末に比べ177,396千円増加しております。長期借入金の増加239,129千円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間会計期間末における、純資産の残高は307,365千円で、前事業年度末に比べ65,010千円減少しております。中間純損失による利益剰余金の減少65,010千円が変動要因であります。

（３）経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績については、「１　業績等の概要　（１）業績」に記載のとおりであります。

（４）キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「１　業績等の概要　（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

当中間会計期間において、前期末において計画中であった重要な設備の拡充、改修について完了したものは以下のとおりであります。

①拡充

前期末において計画しておりました介護施設グループホームゆのやまは、2019 年 12 月に完成し、稼働しております。

これにより同施設の収容人数は、１ユニット（９名）増加となりました。

②改修

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2020年１月31日）	提出日現在発行数（株）（2020 年４月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	1,610,000	1,610,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,000,000	1,610,000	1,610,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2019年８月１日～2020年１月31日	―	1,610,000	―	57,500	―	507,500

（６）【大株主の状況】

2020年１月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社フロンティア	三重県桑名市多度町下野代900番地	580,900	36.1
前野　一馬	三重県桑名市	409,900	25.4
前野　泰広	三重県桑名市	308,800	19.2
前野　圭亮	名古屋市緑区	300,300	18.7
浅野　豊美	岐阜県羽島市	10,000	0.6
フジ建材株式会社	三重県桑名市志知1100-2	100	0.0
計	―	1,610,000	100.0

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2020年１月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,610,000	16,100	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,610,000	―	―
総株主の議決権	―	16,100	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

月別	2019年８月	９月	10 月	11 月	12 月	2020 年１月
最高(円)	―	―	―	―	―	―
最低(円)	―	―	―	―	―	―

(注) １．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

２．2019 年８月から 2020 年１月については、売買実績がありません。

３【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

2020年３月31日開催の臨時株主総会において、以下の監査役が選任され、就任しております。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
監査役	－	佐野　正人	1953年 ３月10日	1980年10月　監査法人伊東会計事務所入所 1985年　９月　米国アーサーヤング会計事務所出向 2003年　７月　みすずコンサルティング株式会社 代表取締役就任 2006年12月　佐野公認会計士事務所所長就任 (現任) 2007年　６月　サン電子株式会社監査役就任 2007年12月　株式会社宇佐美組監査役就任 2008年　７月　太陽ASG有限責任監査法人 (現　太陽有限責任監査法人) パートナー就任 2012年　７月　Gellbriite Mobile Synchronization Ltd. Director就任 2013年　７月　サン電子株式会社　取締役就任 2016年　８月　太陽有限責任監査法人　顧問就任	(注2)	－	2020年 ３月31日
監査役	－	佐藤　孝之	1946年 ８月24日	1969年　４月　ラクダ産業株式会社　入社 1975年　５月　イワクラゴールデンホーム株式会社 入社 1994年　６月　同社　専務取締役就任 2005年　６月　同社　代表取締役社長就任 2008年　６月　同社　代表取締役副会長就任 2015年　６月　同社　顧問就任 2019年　８月　当社　顧問就任	(注2)	－	2020年 ３月31日

(注1)　佐野正人は、社外監査役であります。

(注2) 2020年７月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	－	苅谷　公平	2020年3月31日
監査役	－	前田　勝己	2020年3月31日

(3) 役職の異動

該当事項ありません。

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性９名　女性　－名（役員のうち女性比率－%）

第６【経理の状況】

１　中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）及び「建設業法施行規則」（昭和 24 年建設省令第 14 号）により作成しております。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2019 年８月１日から 2020 年１月 31 日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

３　中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 11 年大蔵省令第 24 号）の第５条第２項により、当社では子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準は次のとおりであります。

資産基準	0.3 ％
売上高基準	0.2 ％
利益基準	△ 1.1 ％
利益剰余金基準	△ 0.6 ％

（注）割合の算出において、会社間における債権債務及び資産に含まれる未実現損益、並びに会社間取引の消去は行っておりません。

１【中間財務諸表等】

（１）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年７月31日）		当中間会計期間 （2020年１月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※1	241,163	※1	351,292
売掛金		8,821		9,046
完成工事未収入金		1,902		―
販売用不動産	※1	1,070,225	※1	849,833
未成工事支出金		594,112		513,789
原材料及び貯蔵品		13,226		16,036
前渡金		114,208		222,874
前払費用		19,784		19,311
未収入金		24,863		31,996
その他		1,564		12,865
流動資産合計		2,089,871		2,027,046
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）	※1	534,431	※1	592,072
構築物（純額）		45,250		52,011
機械及び装置（純額）		22,538		19,735
車両運搬具（純額）		292		203
工具、器具及び備品（純額）		11,744		15,482
土地	※1	121,856	※1	165,952
リース資産（純額）		153,569		122,023
建設仮勘定		52,749		39,428
有形固定資産合計	※2	942,433	※2	1,006,910
無形固定資産				
のれん		8,796		7,870
ソフトウエア		8,741		14,428
その他		6,679		6,236
無形固定資産合計		24,217		28,535
投資その他の資産				
関係会社株式		1,763		1,763
関係会社出資金		3,000		3,000
差入保証金		62,448		72,765
繰延税金資産		21,629		21,546
その他		73,440		94,652
投資その他の資産合計		162,281		193,728
固定資産合計		1,128,933		1,229,174
資産合計		3,218,804		3,256,221

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年７月31日）	当中間会計期間 （2020年１月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,743	12,100
工事未払金	611,665	319,790
短期借入金	※1　572,710	※1　587,941
１年内償還予定の社債	70,000	70,000
１年内返済予定の長期借入金	※1　109,288	※1　96,603
リース債務	57,428	46,805
未払金	62,567	59,271
未払費用	38,025	40,573
未払法人税等	3,566	1,796
未払消費税等	30,139	4,175
預り金	54,949	23,207
未成工事受入金	629,393	906,499
前受金	451	4,000
賞与引当金	18,924	26,118
流動負債合計	2,273,852	2,198,883
固定負債		
社債	105,000	70,000
長期借入金	※1　320,306	※1　559,435
リース債務	101,701	76,491
長期未払金	27,452	25,175
預り保証金	3,248	4,003
資産除去債務	14,866	14,866
固定負債合計	572,575	749,971
負債合計	2,846,427	2,948,855
純資産の部		
株主資本		
資本金	57,500	57,500
資本剰余金		
資本準備金	507,500	507,500
資本剰余金合計	507,500	507,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	70,000	70,000
繰越利益剰余金	△262,623	△327,634
利益剰余金合計	△192,623	△257,634
株主資本合計	372,376	307,365
純資産合計	372,376	307,365
負債純資産合計	3,218,804	3,256,221

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2018年８月１日 至　2019年１月31日）	当中間会計期間 （自　2019年８月１日 至　2020年１月31日）
売上高		
完成工事高	2,769,673	2,609,329
兼業事業売上高	357,397	344,729
売上高合計	3,127,070	2,954,058
売上原価		
完成工事原価	2,232,610	2,003,791
兼業事業売上原価	91,214	88,566
売上原価合計	2,323,825	2,092,358
売上総利益	803,245	861,700
販売費及び一般管理費	946,843	929,377
営業損失(△)	△143,598	△67,677
営業外収益		
受取利息	41	4
受取保険金	8,716	3,930
受取手数料	1,810	3,703
助成金収入	502	8,339
その他	1,326	2,634
営業外収益合計	12,398	18,613
営業外費用		
支払利息	12,728	15,936
社債利息	331	239
その他	149	274
営業外費用合計	13,209	16,450
経常損失(△)	△144,409	△65,514
特別損失		
減損損失	※1　18,934	－
特別損失合計	18,934	－
税引前中間純損失(△)	△163,343	△65,514
法人税、住民税及び事業税	1,591	1,824
法人税還付税額	－	△2,410
法人税等調整額	4,721	82
法人税等合計	6,312	△503
中間純損失(△)	△169,656	△65,010

③　【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自　2018 年８月１日　至　2019 年１月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	57,500	507,500	507,500	70,000	△152,974	△82,974	482,025	482,025
当中間期変動額								
中間純損失(△)					△169,656	△169,656	△169,656	△169,656
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△169,656	△169,656	△169,656	△169,656
当中間期末残高	57,500	507,500	507,500	70,000	△322,631	△252,631	312,368	312,368

当中間会計期間(自　2019 年８月１日　至　2020 年１月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	57,500	507,500	507,500	70,000	△262,623	△192,623	372,376	372,376
当中間期変動額								
中間純損失(△)					△65,010	△65,010	△65,010	△65,010
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△65,010	△65,010	△65,010	△65,010
当中間期末残高	57,500	507,500	507,500	70,000	△327,634	△257,634	307,365	307,365

④　【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2018年８月１日 至　2019年１月31日）	当中間会計期間 （自　2019年８月１日 至　2020年１月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失(△)	△163,343	△65,514
減価償却費	64,217	67,933
減損損失	18,934	—
賞与引当金の増減額（△は減少）	6,677	7,194
受取利息	△41	△4
支払利息	12,728	15,936
売上債権の増減額（△は増加）	△1,332	1,676
販売用不動産の増減額（△は増加）	32,275	167,734
未成工事支出金の増減額（△は増加）	△64,909	80,323
原材料及び貯蔵品の増減額（△は増加）	△1,918	△2,809
前渡金の増減額（△は増加）	7,505	△108,666
長期前払費用の増減額（△は増加）	△7,092	△23,307
仕入債務の増減額（△は減少）	△3,243	△2,643
工事未払金の増減額（△は減少）	△80,253	△291,874
未払消費税等の増減額（△は減少）	△8,246	△25,964
未成工事受入金の増減額（△は減少）	178,694	280,654
預り金の増減額（△は減少）	3,471	△31,742
その他	△715	△15,028
小計	△6,590	53,899
利息の受取額	41	4
利息の支払額	△13,315	△15,278
法人税等の支払額	△3,184	△3,593
法人税等還付税額	—	2,410
営業活動によるキャッシュ・フロー	△23,047	37,442
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,800	△6,000
有形固定資産の取得による支出	△68,346	△75,383
無形固定資産の取得による支出	△1,288	△6,440
貸付金の回収による収入	615	—
差入保証金の差入による支出	△746	△9,617
保険積立金の積立による支出	△3,301	△3,301
その他	—	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	△74,866	△100,702

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2018年８月１日 至　2019年１月31日）	当中間会計期間 （自　2019年８月１日 至　2020年１月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△8,646	15,231
長期借入れによる収入	80,000	293,400
長期借入金の返済による支出	△142,967	△66,955
社債の償還による支出	△35,000	△35,000
リース債務の返済による支出	△27,240	△37,009
割賦債務の返済による支出	△8,031	△2,277
財務活動によるキャッシュ・フロー	△141,885	167,388
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△239,799	104,128
現金及び現金同等物の期首残高	394,228	193,564
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　154,428	※　297,692

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

（１）販売用不動産

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

（２）未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

（３）原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法に基づく低価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016 年３月 31 日以前に取得した建物（建物附属設備を除く）、及び 2016 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～34 年
構築物	７～50 年
機械及び装置	３～15 年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	２～20 年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（４）長期前払費用

均等償却を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当中間会計期間内の算定期間に基づき計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行

基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

６．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年の定額法により償却しております。

７．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取引日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

８．その他財務諸表作成のための基本となる重要事項

消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しています。

(表示方法の変更)

中間損益計算書関係

前中間会計期間において、営業外収益の「その他」に含めておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より「助成金収入」として独立して表示しております。 この表示の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

中間キャッシュ・フロー計算書関係

前中間会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「長期前払費用の増減額」、「預り金の増減額」、「未払消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より「長期前払費用の増減額」、「預り金の増減額」、「未払消費税等の増減額」として独立して表示しております。この表示の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

(中間貸借対照表関係)

※１　担保に供している資産

	前事業年度 (2019年７月31日)	当中間会計期間 (2020年１月31日)
現金及び預金	46,999千円	45,280千円
販売用不動産	496,818	503,299
建物	276,520	262,809
土地	118,507	151,803
合計	938,846	963,192

(上記に対応する債務)

	前事業年度 (2019年７月31日)	当中間会計期間 (2020年１月31日)
短期借入金	563,710千円	578,941千円
長期借入金 (１年内返済予定の長期借入金含む)	422,594	527,539
合計	986,304	1,106,480

※２　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年７月31日)	当中間会計期間 (2020年１月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	778,638千円	837,498千円

(中間損益計算書関係)

※１　減損損失の主な内容は、次のとおりであります。

前中間会計期間(自　2018年８月１日　至　2019年１月31日)

場所	用途	種類
愛知県半田市	事業用資産	建物、工具、器具及び備品

当社グループは、原則として、事業用資産については施設・店舗を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとグルーピングを行っております。当中間会計期間において、事業用資産のうち、時価が下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（18,934千円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値をゼロとみなしております。

当中間会計期間(自　2019年８月１日　至　2020年１月31日)

該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（１）前中間会計期間(自　2018年８月１日　至　2019年１月31日)

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,610,000	―	―	1,610,000
合計	1,610,000	―	―	1,610,000

（２）当中間会計期間(自　2019年８月１日　至　2020年１月31日)

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,610,000	―	―	1,610,000
合計	1,610,000	―	―	1,610,000

２．自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2018年８月１日 至　2019年１月31日）	当中間会計期間 （自　2019年８月１日 至　2020年１月31日）
現金及び預金勘定	211,322千円	351,292千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△56,893	△53,599
現金及び現金同等物	154,428	297,692

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

主として展示場における、建物等であります。

（２）リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度(2019年７月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
（１）現金及び預金	241,163	241,163	－
（２）売掛金	8,821	8,821	－
（３）未収入金	24,863	24,863	－
資産計	274,847	274,847	－
（１）買掛金	14,743	14,743	－
（２）工事未払金	611,665	611,665	－
（３）短期借入金	572,710	572,710	－
（４）長期借入金（１年内返済予定を含む)	429,594	437,175	7,580
（５）社債（１年内償還予定を含む)	175,000	175,365	365
（６）リース債務（１年内返済予定を含む)	159,129	162,030	2,901
負債計	1,962,843	1,973,690	10,847

当中間会計期間(2020 年１月 31 日)

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	351,292	351,292	－
（２）売掛金	9,046	9,046	－
（３）未収入金	31,996	31,996	－
資産計	392,335	392,335	－
（１）買掛金	12,100	12,100	－
（２）工事未払金	319,790	319,790	－
（３）短期借入金	587,941	587,941	－
（４）長期借入金（１年内返済予定を含む）	656,039	662,108	6,068
（５）社債（１年内償還予定を含む）	140,000	140,202	202
（６）リース債務（１年内返済予定を含む）	123,296	126,551	3,254
負債計	1,839,168	1,848,693	9,525

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資産

（１）現金及び預金、（２） 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）未収入金

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は帳簿価額から、これに対応する貸倒引当金を控除した後の金額を記載しております。また、貸倒引当金は担保及び保証による回収見込額等に基づき計上しており、貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

負債

（１）買掛金、（２）工事未払金、（３）短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）長期借入金（１年内返済予定を含む）、（５）社債（１年内償還予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（６）リース債務（１年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	前事業年度（2019 年７月 31 日）	当中間会計期間（2020 年１月 31 日）
関係会社株式	1,763	1,763
関係会社出資金	3,000	3,000
差入保証金	62,448	72,765

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表に含めておりません。

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（資産除去債務関係）

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自 2018年８月１日 至 2019年７月31日）	当中間会計期間 （自 2019年８月１日 至 2020年１月31日）
期首残高	8,862 千円	14,866 千円
資産除去債務の発生に伴う増加額	5,989	－
時の経過による調整額	15	0
中間期末（期末）残高	14,866	14,866

２．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

大安宙乃台所（三重県いなべ市）は、普通借地権によって賃借している土地に店舗を建設しており、退去の際には原状回復義務を負っておりますが、土地の使用期限が実質的に明確でないことから施設の撤去及び退去時期を合理的に予想できないため、資産除去債務を計上しておりません。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度(自　2018年８月１日　至　2019年７月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当中間会計期間(自　2019年８月１日　至　2020年１月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

（１）報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっております。

（２）報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「戸建住宅事業」は、主に戸建住宅の施工及び販売と不動産の売買等を行っております。「飲食事業」は、主に外食店舗の運営等を行っております。

「その他事業」は、グループホームの運営等を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間(自　2018年８月１日　至　2019年１月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			中間財務諸表計上額
	戸建住宅事業	飲食事業	その他事業	
売上高				
外部顧客への売上高	2,794,286	245,283	87,500	3,127,070
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―
計	2,794,286	245,283	87,500	3,127,070
セグメント利益又は損失（△）	△124,475	△20,873	1,749	△143,598
セグメント資産	2,867,650	358,201	100,028	3,325,879
その他の項目				
減価償却費	48,515	13,947	1,754	64,217
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	72,630	―	―	72,630

当中間会計期間(自　2019年８月１日　至　2020年１月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			中間財務諸表計上額
	戸建住宅事業	飲食事業	その他事業	
売上高				
外部顧客への売上高	2,629,391	242,891	81,775	2,954,058
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―
計	2,629,391	242,891	81,775	2,954,058
セグメント利益又は損失（△）	△56,651	3,477	△14,502	△67,677
セグメント資産	2,596,506	370,414	289,300	3,256,221
その他の項目				
減価償却費	51,449	13,611	2,873	67,933
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	35,840	10,909	87,885	134,635

【関連情報】

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(１)売上高

本邦の外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(２)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

主要な外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の10%未満であるため、主要な顧客ごとに関する情報の開示の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自　2018年８月１日　至　2019年１月31日)　(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	戸建住宅事業	飲食事業	その他事業	
減損損失	―	18,934	―	18,934

当中間会計期間(自　2019年８月１日　至　2020年１月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自　2018年８月１日　至　2019年１月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自　2019年８月１日　至　2020年１月31日)　(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	戸建住宅事業	飲食事業	その他事業	
当期償却額	―	―	925	925
当期末残高	―	―	7,870	7,870

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

前事業年度 (2019年７月31日)	当中間会計期間 (2020年１月31日)
１株当たり純資産額　231円28銭	１株当たり純資産額　190円91銭

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2018年８月１日 至　2019年１月31日)	当中間会計期間 (自　2019年８月１日 至　2020年１月31日)
１株当たり中間純損失(△)	△105円38銭	△40円38銭
(算定上の基礎)		
中間純損失(△)(千円)	△169,656	△65,010
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△169,656	△65,010
普通株式の期中平均株式数(株)	1,610,000	1,610,000

(注)潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、１株当たり中間純損失であり潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年４月28日

株式会社やまぜんホームズ
取締役会　御中

監査法人　コスモス

代表社員
業務執行社員　公認会計士　新開　智之　㊞

業務執行社員　公認会計士　小室　豊和　㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまぜんホームズの2019年８月１日から2020年７月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2019年８月１日から2020年１月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社やまぜんホームズの2020年１月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2019年８月１日から2020年１月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。